

平成26年10月  
警 察 庁

## 「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年8月22日から同年9月20日までの間、「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正案」に対する意見の募集を行いました。

「犯罪被害給付制度事務処理要領」（平成26年10月10日付け警察庁丙給厚発第49号）を制定するに当たり、次のとおり、意見公募手続の実施結果を公表いたします。

### 1 意見を募集した命令等の題名

犯罪被害給付制度事務処理要領（平成26年10月10日付け警察庁丙給厚発第49号）

### 2 命令等の案を公示した日

平成26年8月22日

### 3 頂いた御意見

1件の御意見を頂きましたが、本改正案に係る内容ではありませんでした。

### 4 参考

頂いた御意見の総数 (内訳)	1件
パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

### 5 その他

警察庁における検討の結果、「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正案」について、別紙のとおり技術的な修正を行いました。

## 修正箇所について

### 1 修正後

第4	給付金を支給しないことができる場合
1～7	(略)
8	規則第10条関係
(1)	(略)
(2)	第2項について
ア	第1号について
(ア)	「これに準ずる事情」とは、本号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li><li>・ 「(第四条又は第五条に定める事由(これらに準ずるものを含む。))がある場合(中略)を除く。)」<u>」</u>に関し、規則第5条第2号に定める事由がある場合であっても第3号に該当する事情がある場合には、当該除外する場合には含まれないこと</li></ul>
(イ)・(ウ)	(略)
イ・ウ	(略)
(3)	(略)
9	(略)

### 2 意見公募を実施した案

第4	給付金を支給しないことができる場合
1～7	(略)
8	規則第10条関係
(1)	(略)
(2)	第2項について
ア	第1号について
(ア)	「これに準ずる事情」とは、本号に例示する事情に準ずる事情であり、例えば、次のような事情がある場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li><li>・ 「(第四条又は第五条に定める事由(これらに準ずるものを含む。))がある場合(中略)を除く。)」に関し、規則第5条第2号に定める事由がある場合であっても第3号に該当する事情がある場合には、当該除外する場合には含まれないこと</li></ul>
(イ)・(ウ)	(略)
イ・ウ	(略)
(3)	(略)
9	(略)